



熊本県公報

号外 第3号
令和3年(2021年)
1月14日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請の終期の変更…………… (健康危機管理課) 1
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請…………… (") 1

告 示

熊本県告示第49号の2

令和3年(2021年)1月11日熊本県告示第34号の2で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年1月18日(月)午前5時に変更したので告示する。

令和3年(2021年)1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第49号の3

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請をしたので告示する。

令和3年(2021年)1月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 区域
熊本県全域
- 2 期間
令和3年(2021年)1月18日(月)午後8時から令和3年(2021年)2月8日(月)午前5時まで
- 3 協力要請内容
4に掲げる施設を午後8時以降も営業に使用する当該施設の管理者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、午後8時から翌日午前5時までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう協力を要請した。
- 4 対象施設
飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(このうち食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設に限る。)。ただし、ネットカフェ、マンガ喫茶等宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。
※宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設は対象外。